

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年7月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	心身に重度又は中度の障害のある、20歳未満の児童の父又は母がその障害児を監護するとき、あるいは障害児と同居して監護し、その生計を維持する養育者に対して手当を支給する 以上の事務を特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき行うに当たり、基本4情報ほか、所得等の個人情報を扱う。
③システムの名称	特別児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給資格者台帳(名簿)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表の66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、16の項、19の項、20の項、42の項、80の項、81の項、125の項 ○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4675
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4652
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報が記載された書類は、鍵のかかる所定のキャビネットに保管することで、権限のない者による持ち出しや紛失及び誤った廃棄等を防止しているため。 ・特定個人情報を業務システムへ入力した際は、職員によるダブルチェックを行うことで、入力ミスを防止しているため。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・委託先における情報保護管理体制の確認を行っているため。 ・委託契約において、特定個人情報を含む個人情報ファイルの取扱いに関する規定を設けており、また年に1度の委託先への立入調査により適正に運用されていることを確認しているため。 これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成27年2月16日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課 ②所属長 浜田 尚樹	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 ②所属長 中野 美智子	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	中野 美智子	子ども家庭課長	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月27日	Ⅵリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月27日	I 4②法令上の根拠		記載のとおり	事前	情報提供項目の追加
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成30年5月28日時点	令和元年5月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成30年5月28日時点	令和元年5月23日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	令和1年5月8日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	令和1年5月8日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 2.	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 2.	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 対象人数 1.	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者数 2.	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用	「番号利用法別表第一の46の項」等の記載	番号利用法の改正により、「別表第二」が削除され、また「別表第一」が「別表」となり、表内の項番も変更されたことを受け、記述を修正した。	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月18日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「番号利用法別表第二 9の項」等の記載	番号利用法の改正により、「別表第二」が削除され、また新たに「番号利用法第19条第8号に基づく主務省令」が施行されたことを受け、記述を修正した。	事後	法改正に伴う修正
令和6年10月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	電話045-210-1111 内線4675	電話045-210-1111 内線4652	事後	担当変更に伴う修正
令和6年10月18日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和6年10月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月28日時点	令和6年8月23日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月28日時点	令和6年8月23日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和6年10月18日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式変更に伴う修正
令和7年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年8月23日時点	令和7年4月30日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年8月23日時点	令和7年4月30日時点	事後	時点修正